新型コロナウイルス感染症に係る基本的対処方針の主な変更について

資料1

1 措置区域の変更

（1）緊急事態措置の延長

対象区域	期　　間
北海道、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県、福岡県、沖縄県（１９都道府県）	９月１３日～９月３０日（１８日間）

（2）まん延防止等重点措置の追加、延長、終了

措置	対象区域	期　　間
追加（緊急事態措置区域から移行）	宮城県、岡山県（２県）	９月１３日～９月３０日（１８日間）
延長	福島県、石川県、香川県、熊本県、宮崎県、鹿児島県（６県）	
終了	富山県、山梨県、愛媛県、高知県、佐賀県、長崎県（６県）	－

② 基本的対処方針の主な変更内容

項　目	内　　容
全般的方針	• 国は、ワクチン接種の進捗状況を踏まえ、緊急事態措置区域等における行動制限の縮小・見直しについて、地方公共団体や事業者等との議論や技術実証を行い、具体的に進める。
重点措置区域における取組等	• 重点措置区域である都道府県において、感染が下降傾向にある場合には、地域の感染状況等に応じ、都道府県知事の判断で、第三者認証制度の適用等の一定の要件を満たした店舗において１９時半まで酒類を提供できることとする（また、第三者認証制度の実施状況、地域の感染状況等を踏まえ、都道府県知事の判断によっては、２１時までの営業（酒類提供は２０時まで）も可能とする）。